

鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和5年3月16日第202200292232号

最終改正 令和7年3月24日第202400318791号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は、林業労働者の世代交代が進み、経験不足による労働災害の増加が懸念される状況において、緊急的な労働安全装備・器具の導入を支援することで「安全な林業」を実現させることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。ただし、安全研修の受講推進事業にあっては、同表の第4欄に定める単価に対象人数を乗じた額とする。
- 3 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、林政企画課長又は地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入

控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表1の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（額の確定）

第8条 規則第18条第1項に規定する額の確定については、様式第5号によるものとする。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、5年間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（提出書類の部数等）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、林政企画課長又は所轄の地方事務所の長に提出するものとする。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
林業労働安全 緊急対策事業 (国活用型)	安全装備の 導入支援	林野庁の林業労働安全確保対 策事業に採択された林業事業 体等	1 / 6 以内	補助金額の増 額又は3割を 超える減額
林業労働安全 緊急対策事業 (県単独型)	小規模な林業事業体等、認定 事業主		1 / 2 以内	
	安全研修の 受講推進	小規模な林業事業体等	単価 1 5 千 円／人	
		林業労働安全に資する 研修に参加するために 必要な経費 ただし、自社で開催す る研修は除く。		

※1 県単独型は、1事業者につき一度の実施に限る。

※2 本事業の対象者は現場作業員とし、林業労働安全に資する研修への参加を必須とする（代表者のみの参加は認めない）。なお、安全研修の受講推進のみの事業実施は補助対象外とする。

※3 小規模な事業体等とは、常時雇用する林業作業員が10人未満の事業体又は個人事業主（一人親方を含む）をいう。

※4 認定事業主とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条の規定に基づき、「雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に進める計画（改善計画）」について認定された事業主をいう。

※5 県単独型の対象品目は、次の表のとおり。

対象品目	規格等の要件
チェーンソー防護ジャケット、防護ズボン（チャップスを含む）	国際規格（ISO）、欧州規格（EN）、日本産業規格（JIS）のいずれかを満たしているものに限り交付対象とし、準拠品又は同等品は交付対象としない。
チェーンソー防護ブーツ	
防振・耐切創手袋	
林業用ヘルメット	
燃料容器	厚生労働省の保護帽規格（飛来・落下物用）に適合したものであること。
救急用品（AED・担架等）	国際規格（UN規格）に適合したもの又は一般社団法人危険物保安技術協会の認証を受けたもの（KHK規格）であること。 燃料の取扱いについては、消防法や火災予防条例等の関係法令を遵守すること。
熱中症対策のための空調服・冷却服	AEDはIP55以上の防水・防塵機能を有すること。
かかり木処理機材（小型エンジンウインチ等）	導入の目的が労働安全対策のためであること。
無線機（ジオチャット・衛星携帯電話・衛星無線機・相互通話無線機等）及び付帯機器	

様式第1号（第4条、8条関係）
その1 林業労働緊急安全対策事業（国活用型）の場合

年度鳥取県林業労働安全緊急対策事業実施計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区 分		事業費 (円)	負担区分（円）			備 考
			県補助金	その他 補助金	自己資金	
林業労働安全 緊急対策事業 (国活用型)	安全装備の導 入支援					

（2）事業計画（実績）表

品目	単価 (円)	数量 (個)	小計 (円)	負担区分（円）			備考
				県補助金	その他 補助金	自己資金	
合計							

3 事業完了（予定）年月日
年 月 日

4 他の補助金の活用

（1）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（2）活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて、当てはまるものに○をすること。

※仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者は、仕入控除税額が確定した際に様式4号による報告を行うこと。

(添付書類)

- 1 実施計画には、国の林業労働安全確保対策事業の交付申請書及び交付決定通知書等の写しを添付すること。
- 2 実績報告には、領収書等の写しを添付すること。

その2 林業労働緊急安全対策事業（県単独型）の場合

1 事業の目的

(1) 経費の総括

区 分		事業費 (円)	負担区分 (円)		備 考
			県補助金	自己資金	
林業労働安全 緊急対策事業 (県単独型)	安全装備の導 入支援				
	安全研修の受 講推進				

ア 安全装備の導入支援

品目	単価 (円)	数量 (個)	小計 (円)	負担区分 (円)		備考
				県補助金	自己資金	
合計						

[illegible]

3 事業完了（予定）年月日
年 月 日

4 他の補助金の活用

（１）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（２）活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて、当てはまるものに○をすること。

※仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者は、仕入控除税額が確定した際に様式４号による報告を行うこと。

（添付書類）

- 1 実施計画には、規格等の要件を満たす品目であることを証する資料（カタログの写し等）及び対象者が現場作業員であることが確認できる書類（現場作業員名簿等）を添付すること。
- 2 実績報告の（２）のアは、領収書等の写しを添付すること。
- 3 実績報告の（２）のイは、受講案内書の写し、参加申込書の写し等の研修の詳細及び受講が確認できる書類を添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）
その1 林業労働緊急安全対策事業（国活用型）の場合

年度鳥取県林業労働安全緊急対策事業収支予算（決算）書

1 収入の部

単位：円

区 分			予算額	精算額	(比較増減)		備考
					(増)	(減)	
林業労働 安全緊急 対策事業 (国活用 型)	安全装備 の導入 支援	県補助金					
		その他 補助金					
		自己資金					
		小 計					
計							

2 支出の部

単位：円

区 分			予算額	精算額	(比較増減)		備考
					(増)	(減)	
林業労働 安全緊急 対策事業 (国活用 型)	安全装備 の導入 支援	県補助金					
		その他 補助金					
		自己資金					
		小 計					
計							

(注) 「区分」欄には、左欄に事業名、右欄に補助対象経費費目を記載する。

3 収支精算書

単位：円

県補助金交付決定額	県補助金精算額 (A)	県補助金既受領額 (B)	差引県補助金未受領額 (又は△返還額) (A－B)

※収支精算書は、収支決算書の場合に記入する。

その2 林業労働緊急安全対策事業（県単独型）の場合

年度鳥取県林業労働安全緊急対策事業収支予算（決算）書

1 収入の部

単位：円

区 分			予算額	精算額	(比較増減)		備考
					(増)	(減)	
林業労働 安全緊急 対策事業 (県単独 型)	安全装備 の導入 支援	県補助金					
		自己資金					
		小 計					
	安全研修 の受講 推進	県補助金					
		自己資金					
		小 計					
計							

2 支出の部

単位：円

区 分			予算額	精算額	(比較増減)		備考
					(増)	(減)	
林業労働 安全緊急 対策事業 (県単独 型)	安全装備 の導入 支援	県補助金					
		自己資金					
		小 計					
	安全研修 の受講 推進	県補助金					
		自己資金					
		小 計					
計							

3 収支精算書

単位：円

県補助金交付決定額	県補助金精算額 (A)	県補助金既受領額 (B)	差引県補助金未受領額 (又は△返還額) (A－B)

※収支精算書は、収支決算書の場合に記入する。

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県林業労働安全緊急対策事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金交付要綱（令和5年3月16日付第202200292232号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

職 氏 名

年度鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金について、補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第 1 8 条に基づく額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第 4 号 別紙（第 7 条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6 の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経費の内訳							

（2）課税売上割合 %

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

第〇〇〇〇号
年 月 日

様

鳥取県知事

〇〇年度鳥取県林業労働安全緊急対策事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定し、年 月 日付けで実績報告書が提出された本補助金について、下記のとおり補助金の額の確定をしましたので、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号）第 1 8 条第 1 項の規定により通知します。
（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額